

豊岡市景観ガイドライン

江原駅東景観形成重点地区



豊 岡 市

1 江原駅東地区の歴史とまちなみ

神鍋高原への玄関口となるJR江原駅の東側に位置する本地区は、明治42年に糸余曲折の上に設置された山陰線江原駅の開業が発端となり誕生しました。昭和3年に神鍋山でスキー大会が開催されて以降、冬には多くのスキー客が神鍋高原に向かうために鉄道で本地区を訪れ、たいへんな賑わいを見せました。

しかし、その後の自動車交通の発達により、鉄道から自動車へ交通手段が変化したことなどから本地区を訪れるスキー客の数が減少したことや、主要な公共的施設が江原駅の西側に移転されたり新設されたことなどにより、日高町の中心市街地としての賑わいが徐々に失われていきました。そのため、住民自らがまちの活性化を図り、住民が愛着をもって定住し、快適さや豊かさを実感できるまちを実現するため、平成13年に沿道区画整理型街路事業等により、江原駅東側の駅通りを中心に高原リゾート地をイメージしたまちなみが造られ、日高町街並み景観形成地区に指定されました。

駅前広場を含めた建物全体の形態意匠は、ハーフティンバー風（※1）のデザインで4階建てまでとし、まちなみの連続性を保つとともに外壁の後退や色彩について配慮がなされています。また、日高らしさを創出するため、建物の壁面などには阿瀬子持ち石が積極的に使用され個性溢れる景観となっています。

地区中央部の道路幅員は18mもあり、歩道には植樹帯や花が植えられたプランターなども設置されたゆとりと緑ある空間で、広い高原リゾート風のイメージを演出しています。

このように、日高らしい個性の溢れる景観を育てていくため、住民自らが積極的にまちなみ景観などの保全や創造に取り組んでいることから、『景観形成重点地区』として指定しています。



スキーヤーで賑う江原駅（昭和37年）



JR 江原駅東の駅前広場



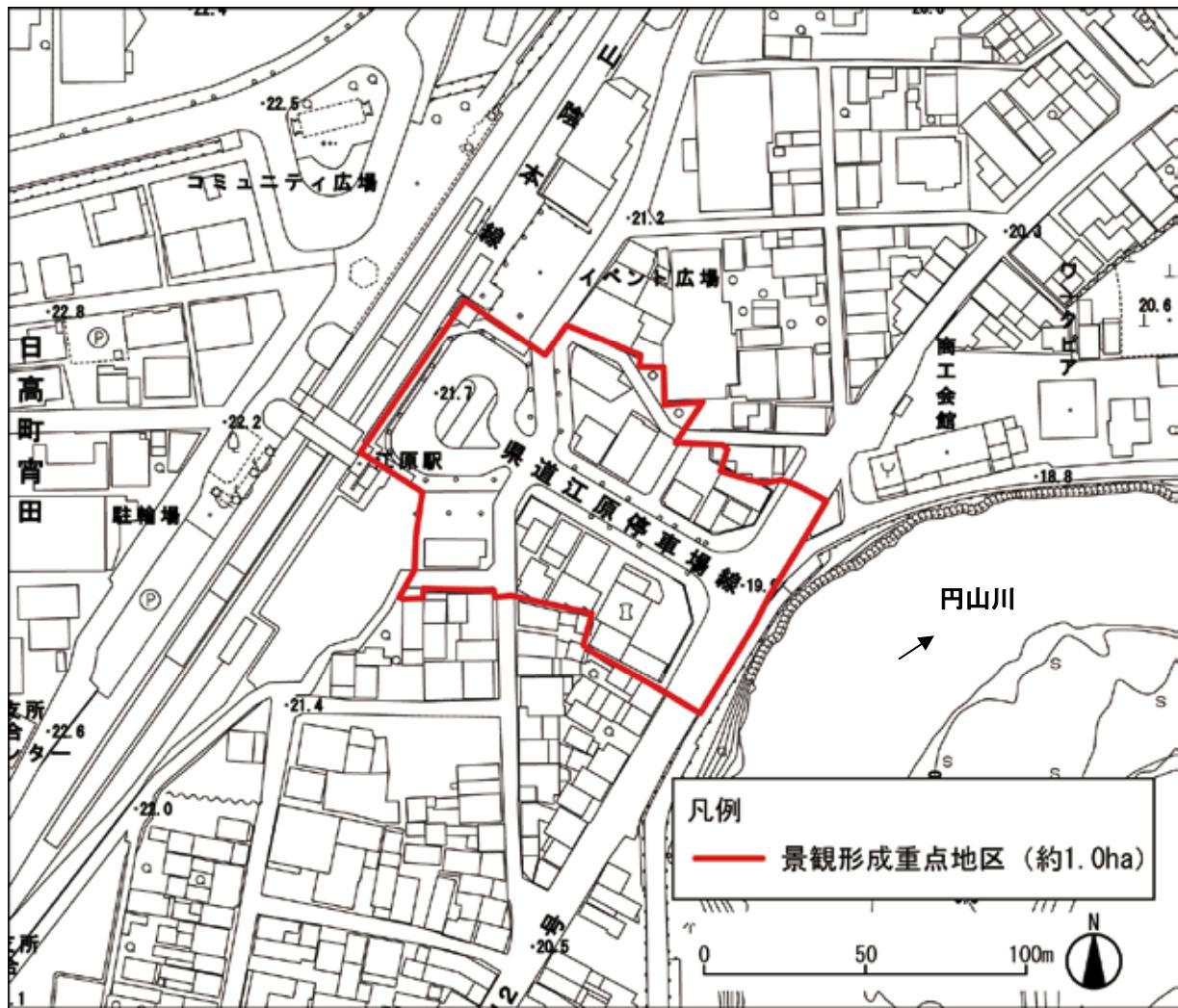
ハーフティンバー風にデザインされたまちなみ

(※1) ハーフティンバー

：西洋木造建築の一手法で、柱、梁、筋違（すじかい）、間柱、窓台など軸組となる部分を外観に現し、その間を煉瓦で充てんしたり、白いスタッコ塗りに仕上げたもの。

2 江原駅東景観形成重点地区の区域

江原駅東景観形成重点地区は、以下の図の区域を指定しています。



江原駅東景観形成重点地区の区域図

3 景観づくりの考え方

江原駅東景観形成重点地区では、以下の方針で景観の維持・保全を進めていきます。

- 神鍋高原の玄関口として高原リゾート地をイメージしたまちなみとし、敷地内や公共空間などに緑化を行い、賑わいと潤いのある景観を形成します。
- 建築物等は、外壁を道路から後退させ、形態意匠を統一した2階建てから4階建ての建物とします。
- 案内板や広告物を設置する場合は、まちなみと調和した大きさやデザインや色彩等とします。

4 届出の必要な行為

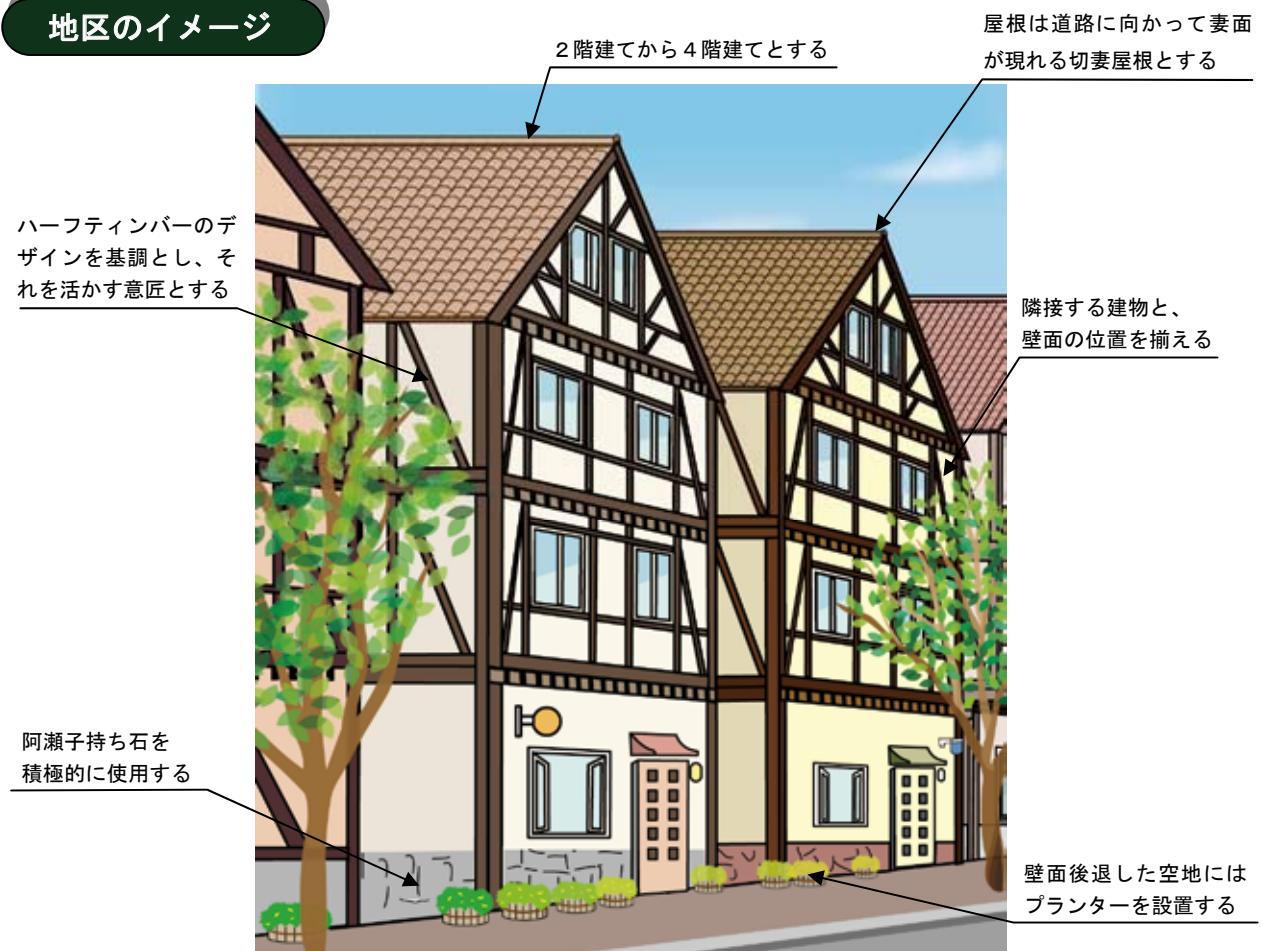
江原駅東景観形成重点地区では、小規模な行為も景観に大きな影響を与えるため、以下の行為を行う場合は、規模に関係なく届出が必要です。

なお、通常の管理行為や軽易な行為は届出の対象とはなりませんが、計画段階において事前に市へご相談ください。

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩を変更する場合
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩を変更する場合
- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をする場合
- 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質を変更する場合
- 木竹を伐採する場合
- 屋外において、土石、廃棄物、再生資源、その他の物件を堆積する場合
- 水面を埋立てする場合

5 良好的な景観をつくるために

地区のイメージ

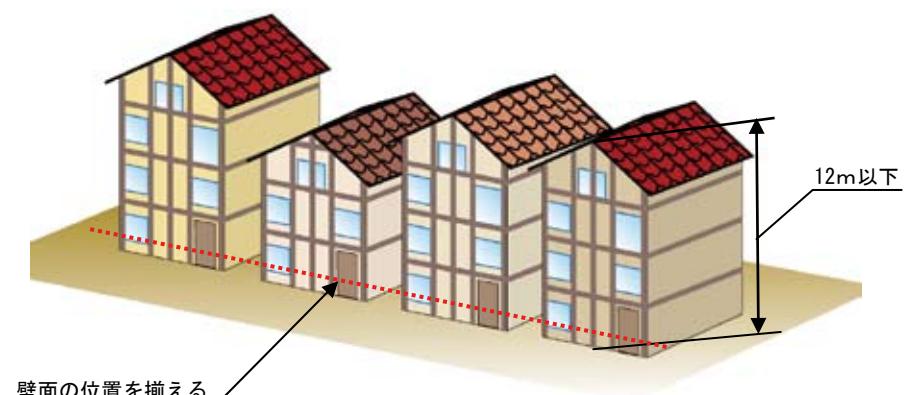


1 規模・配置

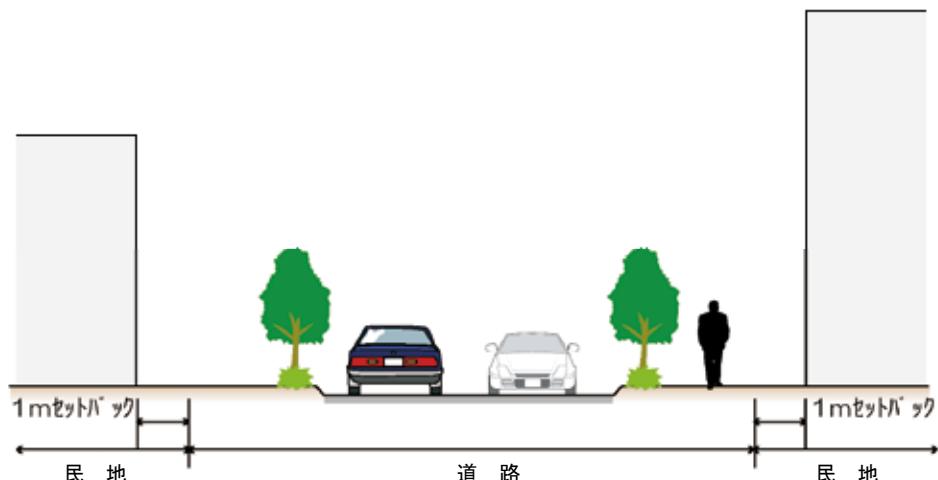
江原駅東景観形成重点地区は、高原リゾート地をイメージしたまちなみとするために建物の高さや階数、壁面が概ね揃っており、まちなみとに連続感があります。

地区内では、建物等の高さを12m以下で階数を2階建てから4階建てとし、まちなみと調和する規模にしてまちの一体感を図ります。

また、駅前通りでは壁面位置を道路境界線から1m後退させて賑わいやゆとりの空間を生み出し、建物の壁面位置は隣接建物に揃えるなどしてまちなみの連続性を保ちます。



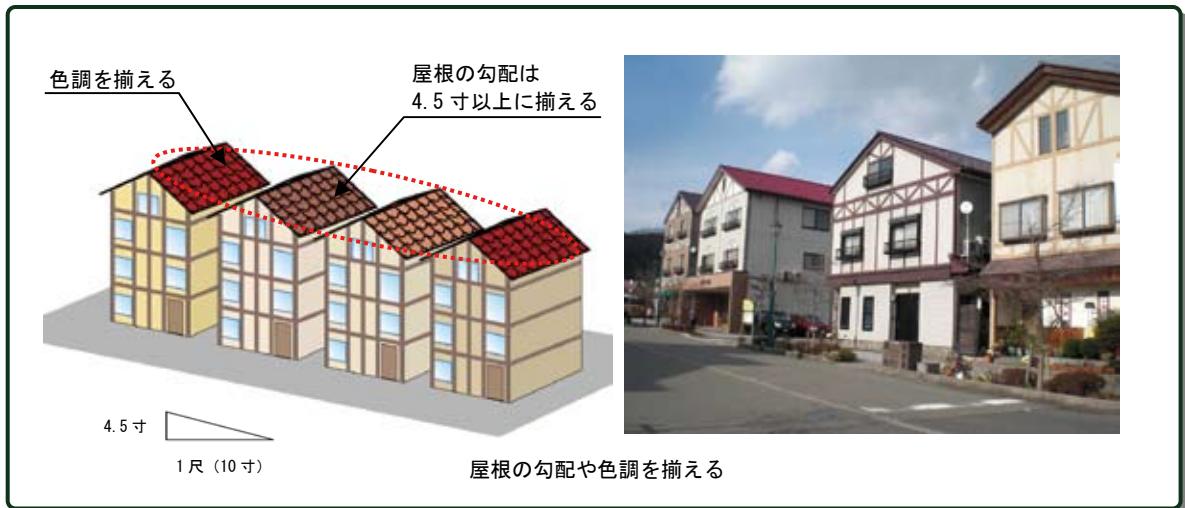
高さは12m以下とし、壁面の位置を揃える



駅前通りでは、壁面位置を1mセットバックする

2 屋根

江原駅東景観形成重点地区の建築物は、切妻を道路面とした勾配屋根で統一されており、まちなみ連続感があります。屋根勾配は4.5寸以上とし、赤系や橙系の色調で華やかさを演出するため、彩度を10以下、明度を4以上に揃えるなどして地区の統一感に配慮します。



3 外壁及び柱・梁・斜材・建具等

江原駅東景観形成重点地区は、ハーフティンバーのデザインを基調とした橙系や黄系のレンガ調の壁面が多いことがまちなみの連続感を生み出しています。外壁は橙系から黄色系の色調とし、華やかさを演出するため彩度を6以下、明度を6以上に揃え、周囲の建築物と調和したものとします。柱・梁・斜材・建具等は木をイメージさせた赤系や橙系の色調とし、壁面の色を引き立てる効果的な色の建具を使用します。



4 材 料

屋根は瓦葺を基本とし、道路から見る瓦屋根の連続性に配慮します。また、通りに面する外壁には、地区の特色である阿瀬子持ち石を積極的に使用するなどして、まちなみとの調和に配慮します。



瓦屋根で統一された建築物

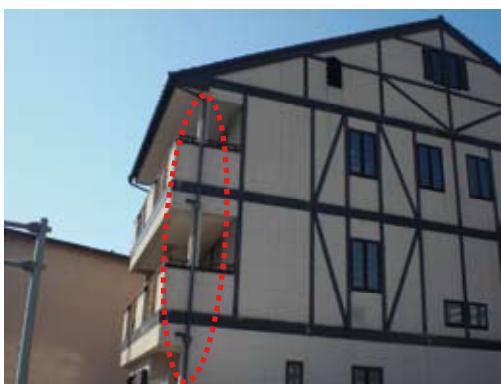


阿瀬子持ち石を使用した壁面

5 建築設備

空調設備や排水管は通りから見えにくい位置に設置します。やむを得ず通り面に設置する場合は、囲いをしたり壁面と同色の仕上げをするなど、まちなみとの調和に配慮します。

また、主要な通りでシャッターを設置する場合は、シースルーシャッターなどハーフティンバーのデザインと調和するものを使用します。



排水管を柱や梁と同色にする



室外機（建築設備）を隠す

6 その他付帯設備

自動販売機を設置する場合は、道路から後退させる、色を気遣うなどしてまちなみの景観に配慮します。

屋上広告物は周囲の山からの眺めにも配慮して設置しないようにし、壁面広告物は表示面積や数量を必要最小限としたり、素材、大きさ・位置・色彩について周辺と揃えます。また、突出広告物の高さは 3.5mを標準として、高原リゾート地にふさわしい景観に配慮します。



自動販売機の色を気遣う



必要最小限の看板にする

7 その他（垣又は柵、植栽）

通りに面して設置する垣又は柵などは、まちなみの連続感を創出するうえで非常に重要な要素となります。コンクリートブロック塀やネットフェンスは江原駅東地区のまちなみと調和しないため、木やレンガを使用した垣又は柵などを設置してまちなみと調和させます。

植栽は、まちに潤いを創出する上で非常に重要な要素となります。壁面後退した空地などにプランターを設置するなどして、積極的に植栽を施します。



壁面後退部の植栽



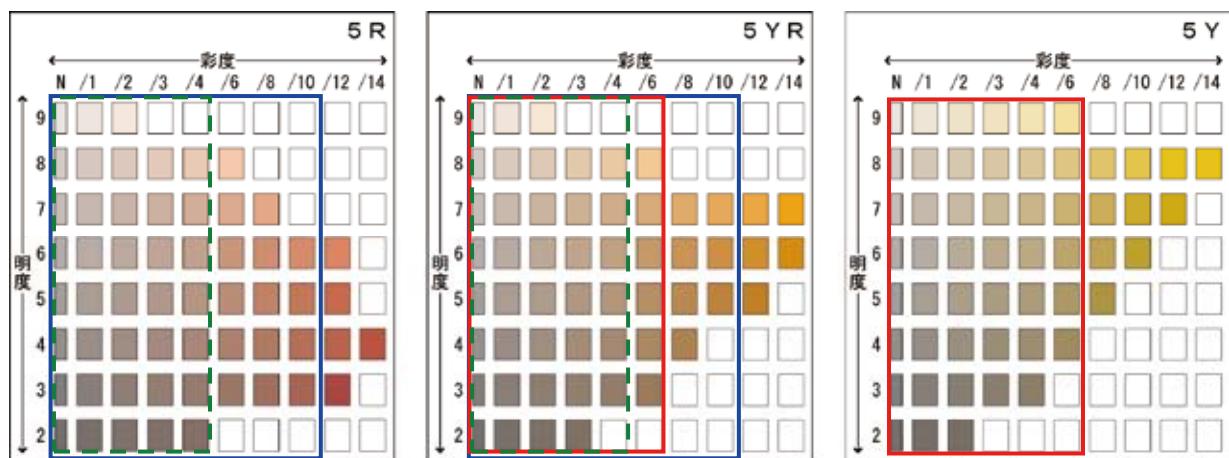
景観形成基準

江原駅東景観形成重点地区の景観形成基準

建築物	工作物	事 項	景観形成基準
○	○	形態・意匠	<p>規 模</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の高さは 12m以下とする。 階数は2階建てから4階建てとする。
○	○		<p>配 置</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅通りでは、原則として壁面の位置を道路境界線から 1.0m後退させる。 隣接する家屋の壁面に揃え、まちなみの連続感に配慮する。
○	—		<p>屋 根</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根形状は切妻を道路面とした勾配屋根とし、勾配は4.5寸以上とする。ただし、敷地形状によりこれにより難い場合はこの限りではない。 色調の範囲は、マンセル色票系において色相がR(赤)系又はYR(橙)系とし、彩度 10 以下とする。
○	○		<p>外 壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ハーフティンバー(本骨造り)のデザインを基調とし、それを活かす意匠とする。ただし、建物用途によりこれにより難い場合はこの限りではない。 周辺との色調の連続性等に配慮し、色調の範囲はマンセル色票系において色相がYR(橙)系又はY(黄)系とし、彩度6以下とする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りではない。
○	—		<p>柱・梁・斜材・建具等</p> <ul style="list-style-type: none"> 色調の範囲は、マンセル色票系において色相がR(赤)系又はYR(橙)系で彩度4以下とする。
○	○		<p>材 料</p> <ul style="list-style-type: none"> 瓦屋根とする。 壁面等には阿瀬子持ち石を積極的に使用する。
○	—		<p>建 築 設 備</p> <ul style="list-style-type: none"> 空調設備等は、建築物と一体化させ、通りから見えにくいように設置する。やむを得ず壁面に設置する場合は、囲いや壁面と同色の仕上げを施すなどの措置を講ずる。 駅前線、駅前広場、国道に面してシャッターを設ける場合は、シースルーシャッターにするなど景観的配慮に努める。

建築物	工作物	事 項	景観形成基準	
○	○	形態・意匠	その他付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように設置する。やむを得ず突出して設置する場合は、まちなみ景観に配慮した意匠に努める。 自動販売機の基調となる色彩は、けばけばしくないものとし、企業名、商品名等の広告面を極力控えるなど、まちなみ景観との調和に配慮する。 屋上広告物は設置せず、建築物に付帯して設置する屋外広告物は、必要最小限の表示面積及び数とし、高原リゾートにふさわしい意匠、形状、色彩等とする。 建築物の壁面に取り付ける突出広告物の高さは3.5mを標準とする。
○	○	その他	垣又は柵	<ul style="list-style-type: none"> 突出感・違和感を軽減する意匠とする。
○	○		植 栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の植栽に努め、壁面後退した空地にはプランターを設置する。

(参考) 屋根、外壁、柱・梁・斜材・建具等の主なマンセル値



屋根 外壁 柱・梁・斜材・建具 等

※印刷により、実際のマンセル色票と色が若干異なっています。

6 手続きの流れ

1 事前協議

景観形成重点地区内で、建築物等の建築や改築、修繕などを行う場合は、届出の前に市と事前協議を行ってください。市は、神鍋高原の玄関口としてふさわしい景観づくりの考え方、景観形成基準や手続きなどについて、助言や指導を行います。

2 行為の届出

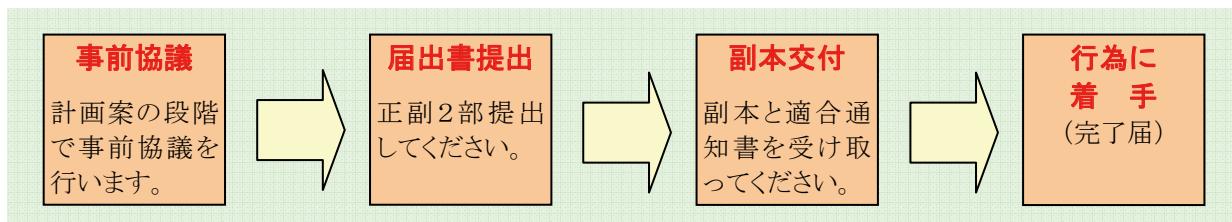
事前協議が済えば、行為の届出書を提出してください。届出に必要な様式は市ホームページからダウンロードすることができます。

3 副本（適合通知書）交付

景観形成基準等に適合する場合は、副本と適合通知書をお渡しします。

4 行為に着手

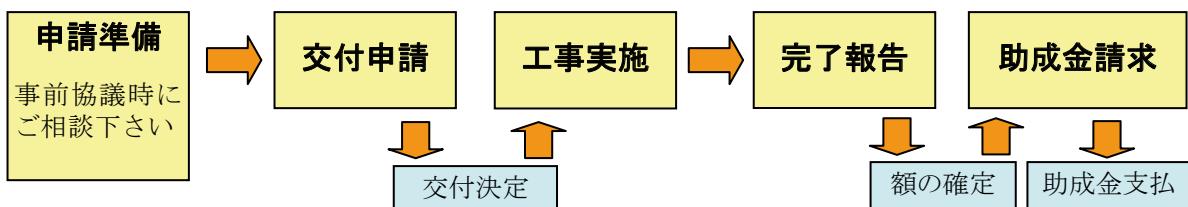
適合通知書受理後に行行為に着手してください。なお、行為の完了後は、速やかに完了の届出書を提出してください。



7 支援制度

1 修景助成制度

景観形成重点地区内において、良好な景観の形成のために必要な行為を行う場合は、予算の範囲内で一定の助成を受けることができます。助成を受けられる場合には、定められた申請様式に必要書類を添付のうえ、工事着手前までに交付申請を行ってください。



2 その他

景観アドバイザーの派遣や市職員による出前講座、景観形成に貢献されている個人や団体の表彰など、景観づくりの支援も行います。詳しくは豊岡市役所都市整備課にお問い合わせください。



問合せ：豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係
〒668-8666 豊岡市中央町2番4号
TEL：0796-23-1111
FAX：0796-22-1839
E-mail：toshi@city.toyooka.lg.jp (平成25年3月作成)